

指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル 香川県健康福祉部長寿社会対策課 略 略 略 <u>(平成27年2月27日改正)</u></p> <p>1 目的 略</p> <p>2 事業者が事故報告を行う範囲 事業者は、次の事由に該当する場合に市町に対して報告を行うこととする。なお、事業者の住所地と利用者の保険者である市町が異なる場合には双方の市町に報告を行うこととする。 (1)サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生 (注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。 また、<u>通所サービス（事業所の設備を利用して行う、夜間等の介護保険制度外のサービスを含む。）</u>、<u>入所サービス及び施設サービス</u>においては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。 (注2)～(注4) 略 (2)～(3) 略</p>	<p style="text-align: center;">指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル 香川県健康福祉部長寿社会対策課 (平成20年1月15日制定) (平成23年4月7日改正) (平成25年9月4日改正)</p> <p>1 目的 指定介護サービス事業者（以下「事業者」という）は、サービス提供時に発生した事故について、介護保険法に基づく運営基準及び同解釈通知により、その内容や対応状況を市町に報告することにより、その報告を受けた市町及び県が、事故に対する適切な対応や再発防止策に対して、事業者への指導及び助言を実施することにより、事業者、市町及び県が連携して、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業者が事故報告を行う範囲 事業者は、次の事由に該当する場合に市町に対して報告を行うこととする。なお、事業者の住所地と利用者の保険者である市町が異なる場合には双方の市町に報告を行うこととする。 (1)サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生 (注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。 また、<u>在宅の通所・入所サービス及び施設サービス</u>においては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。 (注2)～(注4) 略 (2)～(3) 略</p>

(附則)

このマニュアルは、平成27年2月27日から施行する。